委員御意見

4月22日に開催した第1回特定化管法見直し合同会合以降、委員よりいただいた追加の御意見は次ページからの通り。

- ・p. 1 青木委員
- p. 3 赤渕委員
- p. 5 浅利委員
- · p. 6 小山委員
- · p. 7 浜中説明員(山口委員代理出席)
- ・p. 8 吉住委員

青木康展 2019.5.17

化管法立法の趣旨は、「人や環境に有害な物質」が「どこ」から「どの程度の量」環境中に排出されているかを把握し、人健康と環境を守ることにあります。この趣旨が今後とも発展できるよう、今回の見直しに取り組むことを期待します。

1. 届出排出量による物質選定について

化管法施行後、多くの届出対象物質の排出量が減少してきました。従って、届出排出量とは、「今」の排出の姿です。

- ① 届出排出量で「裾切り」量が決まるとすれば、削減努力の結果として低減した排出量を今後とも維持していく必要があります。届出排出量を届出物質選定の根拠にすることは、同時に、選定から外れた物質の使用者に、削減努力を今後とも継続する社会的責任が発生したことになります。その観点から、届出排出量の低減を根拠にして届出対象物質から除外された物質についても、その使用者は、これまでと同様、あるいはそれ以上の削減努力を継続する必要があると考えます。
- ② 産業の変化により、製造輸入量が減少ずる物質がある一方、増加する物質も存在します。一般に、製造輸入量が増加すれば、排出量も増加すると考えられ、「届出排出量」に相当する量の増加により、「裾切り」量を超過する物質が存在することも想定されます。このような物質の存在をどのように把握するのかが課題となります。一つの考え方として、製造輸入量と排出係数から、排出量を推定し「裾切り」量を超過したか否かを判断することになるのでしょう。ただその場合、<u>'排出を「推定」した量'と'「届出」排出量'という異質の値を「裾切り」量として同列に扱うことは、制度の一貫性の観点から違和感があります。この問題を解消するためには、排出量の「推定」を正確に行う手法の構築を今後進める必要があります。同時に、「届出排出量」の正確性を確保する必要性は申し上げるまでもありません。</u>

2. 排出係数の設定について

どのように毒性が強い物質であっても排出係数がO(ゼロ)であれば、届出対象物質には選定されません。これは極端な例であったとしても、排出係数は、物質が届出対象物質になるか否かの命運を決める重要な要素になります。

特に、上記1②について考察するとき、排出係数は重要です。排出係数は、当然のことながら出来るだけ実態に則した値である必要があります。届出排出量を物質選定の裾切りに用いるならば、物質毎の公平性を考えたとき、'排出を「推定」した量'と'「届出」排出量'は出来るだけ近い値である必要があります。届出対象物質を選定する際、ある物質の排出係数より求められた'排出「推定」量'が、実際に'届け出されるであろう排出量'よりも多い(イメージとしては3倍以上)事態は避けるべきですので、化管法の実態に即した「排出係数」を今後は設定していく必

要があります。ただし、排出係数が現実の排出に則した形で設定出来ないのであれば、安全側に立った排出係数を用いることは止むを得ないと考えます。

1. 暴露性の判断における、製造輸入量から届出排出量への変更に関して

第1種指定化学物質の選定基準として、従来用いられてきた製造輸入量の情報は、第1回会合において青木委員からもご指摘があったように、「統計において揺るぎのない、精度の高い」ものであったところ、かかる判断基準を製造輸入量から届出排出量に変更するにあたっては、選定の根拠となる情報の正確性が引き続き保たれるよう、届出排出量の情報の正確性を確保することが重要になる。

この点につき、施行状況検討会報告書の11-12頁において、〈届出・公表される情報の正確性の確保が、PRTR制度の信頼性の確保の観点から極めて重要である〉ことが確認されているのは大変重要である。また、12頁にある、〈「届出経由事務」を担う地方公共団体による、届出データの正確性を確保するための作業に要する負担の軽減・合理化の必要性〉が謳われていることも同様に重要である。

そのための方策として、12 頁では、(1)届出様式の変更、(2)化学物質アドバイザーの活用、(3)国の排出量等算定マニュアルの見直し、(4)業界別の算出マニュアルの見直しの促進、などが掲げられている。これらは、さしあたってより容易に実現・実施可能な手立てを掲げるものと解され、その意味ではひとまず理解することができる。今後引き続き、届出データの正確性を確保するための方策の整備ないし充実が図られる必要があるように思われる。

2. モニタリングに関して

第1種指定化学物質の選定基準を製造輸入量から届出排出量に変更することは、化管法に基づく PRTR 制度において、〈現時点で排出されているものを把握する〉という方向性がより強まったものと解される(現行制度でも基本発想は共通しているであろうが、今回の見直しにおいては、この点に決定的に違いが現れるように思われる)。

PRTR 制度の実施においては、爾後に新たに排出されることとなった化学物質を把握することが当然に重要となるところ、そのような化学物質を把握するためにはモニタリングを用いることしかできないということになるのであろうか。仮にそうであるならば(また、仮にそうでないとしても)、PRTR 制度をさらに下支えするモニタリングの重要性は、やはり現行制度の下におけるのとでは質的に異なってくるように思われる。モニタリングの対象物質のさらなる充実・拡充、およびモニタリングを実施するために必要な物的・人的資源の確保が重要となるものと考えられる。

3. 災害時における PRTR 情報の活用・情報共有に関して

PRTR 制度は、第1回会合において鈴木委員が指摘されたように、環境中に排出・移動される化学物質についてのデータベースを構築するものである。当初はいわゆる平時における環境保全施策の立案・実施、ないし実施された環境保全施策の実効性の点検などに使われることが想定されていたと思われるが、こうしたデータベースは災害時にも活用される可能性を有している。

今回、報告書の13頁において、こうした災害時におけるPRTR情報の活用ないし情報 共有のための取り組みが化学物質管理指針において位置づけられる旨が明記されており、 これは最初の一歩として重要な意味を有するのではないかと思われる。

第一義的な対応を担う地方公共団体、および国において、災害時における PRTR 情報の活用が十全に図られるような検討が引き続き行われることが望まれる。

4. 次回の施行状況の検討(ないし見直し)に関して

化管法は、制定当時の附則3条に基づき施行後7年を経過して見直しが行われ、その後は、規制改革会議によって見直し時期が定められたことを受けて、今回の見直しがなされている。

対象物質の追加等は、こうした制度本体の見直しとは別に、適宜行われるべきであると考えられる。他方で、制度本体の見直しについても、施行後5年程度をめどに行われることが望ましいと考えられる。

今回の見直しにおいては、法律そのものの改正には着手されない模様であるので、法律に新たに附則を追加することは考えられていないであろうが、もし規制改革会議によって次の見直し時期が再度設定される見通しが立たないのであれば、次回の施行状況の検討および見直しの時期について、今回の見直しの成果の中で、何らかの形で明示的に確認をしておく必要があるように思われる

検討頂きたい事項

京都大学 浅利美鈴

災害時における PRTR 情報の活用について記載されることは、評価している。 細かな文言の修正は依頼済みだが、今後の検討としては、災害廃棄物対応を中心 に、災害時に中心的な役割を果たす自治体(地方公共団体)が、いかに PRTR 情 報の活用を念頭に、災害時対応/災害廃棄物処理の計画を立てるように促すか が、実行面では重要となる。すでに、災害廃棄物対策においては、地方環境事務 所によるモデル事業で、PRTR 情報活用の検討なども行われており、効果的な連 携をお願いしたい。

例えば、自治体が災害廃棄物処理計画や BCP を策定する際に参考とする技術 資料に PRTR 情報の活用方法を盛り込むなどの可能性も検討して頂ければと思 う。

なお、上記は、化管法の今回の文章に盛り込むのが難しい場合、それにこだわるものではない。

化管法見直し会議の検討事項に対する意見

鹿児島大学 名誉教授 小山次朗

- 1. PBT 物質の一部を特定第一種指定化学物質にするという内容について、資料6の5ページでは「環境中での残留性や蓄積性を有する場合に水生生物の長期毒性が考慮される」とされている。一方で、資料8の2ページにはPBT 物質の基準がNOEC < 0.01mg/L とあるが、NOEC < 0.01mg/L のみをもってその物質が特定第一種指定化学物質に指定されるのか、それともNOEC < 0.01mg/L でありかつ残留性及び蓄積性の高い物質が指定されることになるのか、その点が不明確である。後者の条件で指定される場合、化審法第一種特定化学物質と同等となり、指定される物質がほとんどない状態となり、当初の目的を果たせなくなる恐れがある。先ずは前者の条件(NOEC < 0.01mg/L)で検討し、物質数が相当数になるあるいは他の制度との整合性が取れない等の場合には再検討するとしてはどうかと考える。
- 2. 製造輸入量から排出量への見直し検討については、排出係数の精緻化がさらに進められるべきと考える。

以上、よろしくお取り計らい願います。

第一回化管法見直し合同会合に係わる追加意見

先の標記会合におきまして、中小の事業者状況を鑑み、概略、下の意見を申し上げたところですが、些かご理解を頂きにくい部分があったと思われましたので、追加・補足する形で提出させて頂きます。宜しくお願い申し上げます。

<第1回化管法見直し合同会合において発言した内容>

化成品工業協会は、中小企業の会員が比較的多く約7割を占めておりますが、その種の会員の方からも意見を頂いております。端的に言いますと、昨今の事業環境の中、これ以上手間が掛かる制度にしないで欲しいという悲鳴です。

それを受けまして、現行のPRTR対象物質には環境排出量が殆どないものも含まれている とのことですので、必要な物質について必要な情報を集める制度を目指して頂くよう改めて お願いしたいと思います。

また同様に、システムで SDS を作られている大企業とは異なり、手作りの SDS で少量多品種の調剤製品を扱われている中小企業の方が多く存在します。

つきましては、例えば告示から施行までの猶予期間であるとか、また今年度刊行されるであろう JIS 改訂版との関係等で、短期間に過度の負担が関係事業者に集中することがなきよう、配慮をお願いしたいと存じます。

<追加・補足>

特に、今回の見直しにより対象物質の入れ替わりが生ずる事になろうかと存じますが、その場合、新規指定物質については、新たに SDS を作成する必要が生じるとともに、指定物質ごと、事業所ごとに、新たにどの段階(製造段階、調合段階、加工段階等)でどれくらい環境排出が生じるかについて調査、検討を行うことが必要となります。当協会としても、PRTR 制度、SDS 制度の趣旨に賛同し、自主管理促進を進めていくことを考えておりますが、あわせて、指定物質の見直しを行った場合、制度の定着には時間がかかること、事業者(特に中小)には大きな事務負荷が発生することもご考慮いただき見直しの頻度や施行までの準備期間の設定等の検討を行っていただきたく考えます。

報告書の 12 頁には、主に地方公共団体の作業を念頭に『増大する作業負担の軽減・合理化が課題である。』と記されておりますが、これは事業者も同様で有り、為に『データ作成の支援や負担軽減等に関する検討を国民、地方公共団体、事業者が連携して行うことが必要である。』と結ばれていると受け取っている次第です。

以上

第1回 化管法見直し会合における検討事項に対する意見

2019 年 4 月 26 日 経団連環境安全委員会環境管理 WG 座長 吉住 正浩

標記の会合における検討事項につき、基本的な考え方を下記に取りまとめましたので、お取り計らいの程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 総論(化管法施行状況検討会報告書について)

化学物質管理が複数の法律に基づきまたがる現状において、前回見直しの答申のとおり、今回の化管法見直しは、対象化学物質の指定に際し、着目するリスクが同じである化審法との一体的な改正を目指す動きであると承知している。これは、各種法令との整合性を確保する観点から望ましい方向性と考える。

そのうえで、今般の見直しに際しては、化管法は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促すことで、環境の保全上の支障を未然に防止するという法の目的に鑑み、事業者の創意工夫や柔軟な対応を促進するとの視点に立って、効率的かつ効果的な制度設計を行うべきと考える。

2. 指定物質選定方法の見直しについて

PRTRデータの蓄積を踏まえ、暴露性を評価する本来の指標として、従来の 製造輸入量ではなく、排出量基準とすることは理にかなった変更であると考え る。化審法と平仄を合わせることで、管理・報告を行う事業主体としても、より 分かりやすい制度となることを期待する。

そのうえで、PRTRデータのない化審法用途のみの物質については、排出係数を用いるとの案が示されている。どの排出係数を採用するかについては、実績と理論的判断に基づく基準とすることが必要と考える。

また、PRTR報告対象物質をシステムで管理している企業も多いことから、 新規対象物質の届出集計に対しては、システム更新等の対応時間を十分確保で きるよう、配慮をいただきたい。

特定第1種指定化学物質の指定要件に生体毒性を追加するとの提案の方向性 については、諸外国の状況・知見を踏まえた対応と考える。

そのうえで、新たに追加される具体的な物質選定にあたっては、諸外国の動向を勘案しつつも、REACH等の規制における対象物質をそのまま採用するのではなく、わが国としての必要性に基づき、あらためて対象物質を選定いただきたい。

3. 災害に対する既存のPRTR情報の活用について

災害時に有害な化学物質が漏洩した際には、行政機関が情報を直ちに入手できる仕組みとして、他の法令(消防法、毒物及び劇物取締法、大気汚染防止法など)が存在する。他方で、化管法はあくまで平時における、事業者の自主的な化学物質管理を促すことを目的とする法律であるため、法制度上、不必要な重複は極力避けるべきではないかと考える。

現状でも、化管法対象物質のSDSを活用し、行政にFAXで送信すること等は、現状でも防災訓練の中に織り込むといった事例もあり、事業者としても有事に備えた対応を進めている。他方、自治体と事業者の間のリスクコミュニケーションの一環として、事業者による自主的なデータ提供、および自治体による一層のデータ活用を図るべく、周知活動などを進めるべきと考える。

4. 移動量 (廃棄物) に移行する化学物質の情報提供関するSDSデータの活 用可能性について

廃棄物には様々な化学物質が混合されており、SDSを廃棄物処理業者に渡しても、混合物としての廃棄物そのものの危険性を把握することはできない。多量のSDS情報を提供された事業者がかえって混乱する、といったことがないよう配慮する視点が不可欠ではないかと考える。

また、現在、環境省において、別途、廃棄物処理制度の情報伝達のあり方について、検討が行われているものと承知しており、そちらの検討内容との整合性を確保していただきたい。

5. 届出データの正確性について

届出データの正確性は、環境保全上の基礎データとなるものであり、大変重要であると認識している。

その正確性を向上させるためには、測定精度を向上させることが重要である。 化学業界では、例えば、プラントの新増設等があった場合に、測定ポイントや分析方法を見直すことがある。これにより、従来よりも排出濃度がより正確に把握できるようになるケースもあり、現行の規定のとおり、こうした改訂を一定期間遡って反映できる仕組みは、データの正確性の向上を図るうえで重要と考えている。

6. その他

合同審議会において、「届出義務違反に関する罰則が他の法律に比べて軽いことから、将来的には罰則の強化の検討が必要ではないか」との旨、発言があったと承知している。

これについて、化管法は、行政・事業者・国民による相互理解・相互連携を前提として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促すことを目的とする法律であり、現在の罰則規定は、これを踏まえ設定されていると考えられることに留意すべきである。

このような目的のもとで、制度を効果的に運用するため、事業者の創意工夫や 柔軟な対応を促進する視点に立ち、罰則規定の強化ではなく、行政による周知徹 底など、運用面の改善を進めることが重要であると考える。

以上